

○国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて

(昭和53年3月25日文学術第117号文部省学術国際局長、会計課長通知)

国立大学等の教官等の発明に係る特許等については、従来、特許権等の帰属等についての統一的な基準がなかったため、個々の大学等によりその取扱いが異なっていましたが、昭和52年6月17日付け学術審議会答申「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」において、その統一的な取扱いについて基本的な考え方が明らかにされました。よって、同答申の趣旨に従い、昭和53年度以降は、国立大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び国立大学共同利用機関をいう。以下同じ。）に係る特許（実用新案を含む。以下同じ。）については、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、各大学等におかれましては、学内規程の整備、発明委員会の設置並びに教官等への周知等についてよろしくお取り計らい願います。

なお、「国立学校における国有特許の外国出願に係る事務処理要項」（昭和44年11月27日大学学術局長裁定）は、昭和53年3月31日限り廃止します。

記

1 国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利の帰属についての基準

(1) 国に帰属する場合

国立大学等の教官等が、その研究の結果発明を行った場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、その発明が次のいずれかに該当する場合は、原則として国が承継するものとする。

ア 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして特別に国が措置した研究経費（民間等との共同研究及び受託研究等経費のほか、科学研究費補助金を含み、教官当積算校費、奨学寄附金等のような一般的研究経費は除く。）を受けて行った研究の結果生じた発明

イ 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、原子炉、核融合設備、加速器等のように国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備（電子計算機等のような汎用的なものは除く。）を使用して行った研究の結果生じた発明

(2) 発明者に帰属する場合

ア 上記(1)により、国が承継することとした場合を除き、国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利は、発明者に帰属する。

イ ただし、発明者が希望するときは、発明者からの譲渡の申出に基づき、国は、当該発明に係る特許を受ける権利を承継することができる。

2 発明に関する学内規程の整備

(1) 上記1の(1)に該当する発明に係る特許を受ける権利を国が承継するためには、当該発明を行った国立大学等の教官等は、当該権利を国に譲渡すべきことを大学等の長が定めておく必要があり、その旨を学内規程（所内規程及び校内規程を含む。以下同じ。）で明確にするものとする。

(2) 学内規程には、前記(1)のほか、発明委員会を設置すること、教官等はその行った発明を大学等の長へ届け出ること、国が特許を受ける権利を承継するか否かは、発明委員会の議に基づき大学等の長が決定すること、その他必要な事項を定めるものとする。

- (3) 発明委員会においては、透明性を確保しつつ、権利の帰属の決定が速やかに行われるよう、例えば以下のような方法により迅速で効率的・効果的な運営に努めること。
 - ア 必要に応じ、学部、大学院の研究科、附置研究所等の部局単位に設置すること。
 - イ 発明届等の様式を可能な限り簡便なものとする。
 - ウ 発明の届け出があった都度開催すること。
 - エ 必要に応じ、持ち回りによる審議を行うこと。
 - オ 緊急を要する場合には、学長等への届け出前に出願でき、事後の報告により、審査できるようにすること。

3 国が特許を受ける権利を承継した場合における特許の出願手続等について

- (1) 国が特許を受ける権利を承継した場合における特許出願等にかかる予算の配分及び執行について以下のとおり取り扱う。
 - ① 文部省学術国際局長は、大学等の長の申し出に基づき、あらかじめ予算の範囲内で所要経費の配分を行うものとする。
 - ② 配分の方法は次によることとする。
 - ア 年度当初に、学術国際局長より当該年度にかかる執行方針及び経費配分について通知する。
 - イ 大学等の長は、アにより学術国際局長から通知した経費配分等について、必要な場合には、関係書類を添付の上、追加配分等の申請を行うものとする。
 - ウ 大学等の長は、イの追加配分等を申請するにあたっては、出願、中間事務、維持等、当該年度中に必要な経費の見積等について、あらかじめ科学技術振興事業団の意見を求めるものとする。
 - エ 学術国際局長は、予算の範囲内で追加配分等を行うものとする。
 - ③ 大学等の長は、経費配分を受け次第、科学技術振興事業団に出願、中間事務、維持費にかかる事務手続きを依頼する。
 - ④ 出願等にかかる契約及び支払いは、関係会計法規に従い、国立大学等が行う。
- (2) 国が特許を受ける権利を承継した場合における特許の出願等にかかる事務手続等については、大学等の長の依頼に基づき科学技術振興事業団において以下のとおり処理する。
 - ① 国内出願等にかかる事務手続
 - 国が権利を承継した特許の特許庁への出願等にかかる事務手続については、大学等の長からの依頼に基づき、科学技術振興事業団がこれを行う。
 - ② 外国出願等にかかる事務手続
 - ア 外国出願等にかかる事務手続は、大学等の長からの依頼に基づき科学技術振興事業団が行う。
 - イ 外国において特許権の設定登録を受けた国有の特許権に係る外国特許行政庁に対する特許料（維持費）の支払のために必要な事務手続は、大学等の長からの依頼に基づき、科学技術振興事業団が行う。
 - ③ 特許権の実施に関する事務
 - ア 科学技術振興事業団は、専用実施権設定契約に基づく第三者に対する実施許諾等の事務も処理する。
 - イ 国立大学等が管理する特許権については、社会的要請等に即応して有効に運用及び処分を図るべき性質のものであることから、科学技術振興事業団に加え、大学等技術移転促進法に基づく認定を受けた技術移転事業者も必要に応じ適宜活用するなど、その実施の促進等に努めること。

○国立大学等の教官等が作成したデータベース等の取扱いについて（抄）
（昭和 62 年 5 月 25 日文学情第 117 号 文部省学術国際局長、会計課長通知）

近年、学術情報の量的増大と多様化が急速に進んでおり、研究者が必要とする学術情報を迅速かつ的確に利用し得るようにしていく上で、データベースの果たす役割は極めて大きなものとなつてきています。

このような状況下において、国立大学等（国立の大学、短期大学及び高等専門学校並びに国立大学共同利用機関をいう。以下同じ。）においても、教官等（教官及び研究活動に従事する技術系職員等をいう。以下同じ。）によつて各種のデータベースが作成されており、今後、教官等によるデータベースの作成及び利用が一層活発になるものと考えられます。また、国立大学等における電子計算機の普及に伴い、教官等によつて作成されるプログラムも著しく増加してきています。

一方、データベース及びプログラム（以下「データベース等」という。）については、さきに、著作権法が一部改正され、それぞれ著作物として保護されるものであることが明確になったことに伴い、学術審議会においても、国立大学等の教官等が作成したデータベース等の権利の取扱いについて検討が行われてきましたが、このたび、その検討結果が別添のとおり取りまとめられました。

については、国立大学等の教官等によるデータベース等の開発・作成を促進し、国立大学等の内外における円滑かつ適切な運用に資するため、国立大学等の教官等が作成したデータベース等に係る著作権の帰属等については、下記の通り取扱うこととなりましたので、各国立大学等におかれては、学内規程の整備、教官等への周知等についてよろしくお取り計らい願います。

記

1 国立大学等の教官等が作成したデータベース等の著作権の帰属等についての基準

(1) 国に帰属する場合

ア 国からデータベース等の作成を直接の目的として特別に措置された経費（国立学校特別会計におけるデータベースの作成経費及びプログラムの研究開発経費）を受けて作成したデータベース等の著作権は、国に帰属するものとする。こと。（下記イに定めるものを除く。）

イ データベース等の作成を直接の目的とする民間等との共同研究又は受託研究により作成されたデータベース等の著作権は、国と相手側との共有とすることができる。この場合、データベース等が上記に該当するかどうかの認定並びに国及び相手側の持ち分の決定については、共同研究又は受託研究の受入れ等について審議するための既存の学内組織に諮るなどして、適切に行うものとする。こと。

(2) 教官等に帰属する場合

前記（1）に定めるデータベース等以外のデータベース等の著作権は、当該データベース等を作成した教官等に帰属するものとする。こと。

ただし、科学研究費補助金研究成果公開促進費のデータベース作成経費を受けて作成したデータベースについては、国立大学等の情報処理関係施設などにおいて、当該データベースを複製し、利用する場合には、当該国立大学等に著作権料の支払いを求めないものとする。こと。

2 データベース等に関する学内規程の整備

- (1) 国立大学等の教官等が作成したデータベース等の著作権の帰属を明確にするため、前記1の基準を学内規程で定めるものとする。
- (2) 学内規程には、前記(1)のほか、教官等が前記1の(1)に該当するデータベース等又は前記1の(2)ただし書きに該当するデータベースを作成したときは、大学等の長に届け出ること、学外者の協力を得て作成するデータベース等についても、あらかじめ当該協力者の了承を得て、前記1の基準により取り扱うこと、その他必要な事項を定めるものとする。

- 「知の時代」にふさわしい技術移転システムの在り方について（審議の概要） 抄
（平成12年12月27日今後の産学連携の在り方に関する調査研究協力者会議）

4 今後の方策

（2）長期的観点からの施策の方向性

（a）研究成果の活用・還元を進めるための帰属ルール

今後、仮に国立大学等が法人化した場合における特許等の帰属については、以下のよう
に考えるのが適当である。大学教員の研究成果の効果的な技術移転を進める観点から
は、発明に関する権利の帰属のルールができる限り簡明なものであると同時に、特許等
の帰属・管理・活用の主体が一元化されることが望ましいが、この場合、帰属について
個人有への一本化又は国有への一本化とすると、次のような問題が生じる。すなわち、
特許等の個人有を原則とした場合は、公的資金による研究経費の増加に対する国民の理
解を十分に得ることが難しく、また、特許維持費を個人で負担し、契約事務を研究者が
直接担当するのは一般的には極めて困難である。一方、仮に国有の特許等を原則とし
た場合、国有財産処分手続上の問題により、必ずしも効果的な国有の特許等の活用が
実行できない。これらの問題点を解決するとともに、発明の発掘・特許化に機動的に
対応できるよう、各機関が責任をもって組織的に技術移転に取り組める体制を構築
するためには、特許等について原則組織（法人）帰属とすることが望ましい。

その際には、発明者個人の業績を正當に評価し、発明者等への十分な対価の還元を
図るシステムを整備することも不可欠である。また、権利の活用等に当たっては、
発明者の意向を尊重するなど発明者に対する十分な配慮が必要である。法人化後
における発明委員会など個別案件の帰属決定の仕組みについては、今後検討すべき
課題ではあるが、全学的に特許等の帰属ルールの透明性を確保しつつ、技術
アドバイスを評価等を行う組織を大学等に設ける必要があると考える。

（略）

（3）当面の改善策

（a）大学等の組織的管理を推進するための当面の改善策

国立大学等の特許等の組織的管理を推進するための当面の改善方策に関して、
本協力者会議では、

1) 発明の帰属のルールを原則個人有から国有へ変更し、TLO ができるだけ一括して
技術移転できるようにすること、又は

2) 帰属のルールを基本的には現状のままとして、諸方策により研究成果の活用を促進
すること、

の二案を軸に議論した。

案の1) の場合には、国有原則となり、学外から見て帰属のルールが理解しやすく、

基本的には大学等が特許等を管理する体制となる。また、仮に法人化した場合に組織有を基本とするのであれば、これへ移行しやすい。一方、各大学等において研究成果を有効に活用するための TLO の整備や JST の事業による対応が追いつかないおそれがある。また、大学等の業務運営上、特許化・維持が必要かどうか判断する機能が必要であるし、大学側にコスト意識が低いままにすべて国有原則として扱うと海外における特許等の出願・維持に関する経費のみが増大する可能性がある。

案の 2) の場合には、各大学等が TLO 又は JST との連携やその他の組織的な管理体制の整備、教員への特許意識の浸透などそれぞれの状況に応じて、大学等の特許管理機能の強化を図ることができる。しかしながら、帰属は個人有と国有が混在し、依然として学外から見て複雑である。TLO が整備されていても、どれだけの個人有と国有の特許等が扱えるかは、当該大学等と TLO との連携の緊密さによることとなる。

本協力者会議としては、案の 1) の場合による帰属のルール的大幅な方針変換を短期間に実施するとすれば、新しいルールの周知が不十分となって現場の混乱を生じさせる懸念があるとともに、国有の特許等の活用を進める体制が大学等によっては制度変更と同時期には整備できない可能性が高いこと、案の 2) であれば、TLO の整備や特許等に関する契約事務のノウハウ蓄積など、大学等の主体的、組織的取組を通じて、特許管理体制の強化が図られることなどを勘案して、当面の改善策としては、案の 2) の方が優れていると考える。

さらに、案の 2) を達成するためには、以下の各項目の改善が前提となる。

(略)

6 今後の検討課題

大学等の研究活動の活性化やその成果の有効的な活用を通し、大学等がより主体的に社会に貢献していくためには、大学等から企業への技術移転に関連する以下のような諸課題についても、産業界との連携を図りつつ、引き続き検討を進める必要がある。

(1) 大学等における知的所有権に関する取扱いの在り方

これまで、特許権に関する技術移転については検討が加えられてきたが、これに準ずる実用新案権はともかくとして、意匠権、回路配置利用権、育成者権等、知的創作物に係る知的所有権についての取扱いに関する規程は、現在大学等において整備されていない。今後、大学等におけるこれら知的所有権の取扱いや新しい課題としての「マテリアル・トランスファー」の在り方について検討する必要がある。また、データベースやプログラムに係る著作権については、昭和 62 年の文部省通知に基づいて各大学等において規程の整備が行われているが、今後、学術研究の高度化の状況に応じた検討が望まれる。